

令和6年度 公文書開示状況（令和6年9月決定分）

福祉局

表の見方

＜決定区分＞について

・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」と表記しています。

＜（根拠規定）条例7条＞について

・一部開示、不開示及び存否応答拒否について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」と表記しています。
・各号に定める非開示事項は以下のとおりです。

- 7条1号 法令秘情報
- 7条2号 個人情報
- 7条3号 事業活動情報
- 7条4号 犯罪の予防・捜査等情報
- 7条5号 審議、検討又は協議に関する情報
- 7条6号 行政運営情報
- 7条7号 任意提供情報
- 7条8号 特定個人情報
- 7条9号 死者の個人番号

＜公文書の件名＞について

・特定の個人名、法人名及びそれらの特定に結びつく可能性のある情報は、〇〇と表記しています。
・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

＜公文書の総枚数＞について

・CD-R等に複写し交付している場合や、文書不存在等により公文書を交付していない場合は、総枚数欄が空欄になります。

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R6. 7. 18	R6. 9. 10	一般社団法人〇〇 第12期決算報告書（令和4年度）	4		1						1							法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。	福祉局生活福祉部地域福祉課
2	R6. 7. 18	R6. 9. 10	令和元年以降東京都が取得した、一般社団法人〇〇の活動報告書					1											当該公文書は、作成又は取得していないため、存在しない。	福祉局生活福祉部地域福祉課
3	R6. 9. 6	R6. 9. 20	令和5年度江戸川区福祉事務所（生活援護第三課）特別指導検査結果報告書 生活保護法施行事務に係る特別指導検査の結果について（回答）（令和6年9月2日付24福生三送第228号）		1															福祉局生活福祉部保護課
4	R6. 9. 6	R6. 9. 20	生活保護法施行事務に係る特別指導検査の結果について（通知）（令和6年7月31日付6福祉生保第505号） 生活保護に関わる事件事故報告 現業員等による不正事案報告書			1					1				1				（7条2号）個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため （7条6号）公にすることにより、生活保護事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	福祉局生活福祉部保護課
5	R6. 8. 1	R6. 9. 30	社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業開始の届出について	34	1															福祉局生活福祉部地域福祉課
6	R6. 8. 1	R6. 9. 30	令和4年度フードパントリー緊急支援事業補助金(通年)の交付決定について(概算払①) 令和4年度フードパントリー緊急支援事業補助金(通年)の支出について(概算払①) 令和4年度フードパントリー緊急支援事業補助金の額の確定について(概算払分①) 令和4年度フードパントリー緊急支援事業補助金の概算払に伴う精算について 令和5年度フードパントリー緊急支援事業補助金の交付決定について(確定払) 令和5年度フードパントリー緊急支援事業補助金の額の確定について(確定払) 令和5年度フードパントリー緊急支援事業補助金の額の確定払に伴う支出について	238		1					1	1	1						（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものであるため （7条3号） 法人に関する情報であって、内部管理情報であることから、公にすることにより、当該法人の競争上の地位又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため （7条4号） 公にすることにより、偽造等の犯罪の予防、鎮圧その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	福祉局生活福祉部地域福祉課
7	R6. 8. 21	R6. 9. 4	「八王子市〇〇」の土地を「社会福祉法人〇〇」が保育園として使用しており昭和〇年〇月〇日に建物登記も行っているところ、〇〇年初夏から「〇〇」に移行するために建物を解体・新築に関して、 2. その他「社会福祉法人〇〇」が使用する権原がわかる文書					1											当該文書は八王子市に移管されており、保育支援課において、現に保有していないため。	福祉局子供・子育て支援部保育支援課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
8	R6. 7. 11	R6. 9. 9	東京都若年被害女性等支援事業について東京都が作成・取得した書類の文字通り全て。ただし請求人が過去に取得した文書は除く	784		1						1	1	1		1			(7 条 2 号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7 条 3 号) 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7 条 4 号) 公にすることにより、法人印の偽造、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 (7 条 6 号) 公にすることにより、若年被害女性等支援事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあると認められるため。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
9	R6. 8. 18	R6. 9. 27	R4 東京都若年被害女性支援事業受託者〇〇氏が都の会計士がコスバが悪いと指摘したと2023年 6 月23日の〇〇にて「公表」した。当該指摘に関する文書。						1							1			本件開示請求に係る公文書が存在するか否かを答えるだけで、令和4 年度東京都若年被害女性等支援事業受託事業者評価委員会の内容が明らかとなり、条例第 7 条第 6 号に規定する「若年被害女性等支援事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため」に該当する。よって、条例第 10 条に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否する。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
10	R6. 8. 1	R6. 9. 30	〇〇、〇〇、〇〇、〇〇について東京都が作成・取得した書類の文字通り全て、ただし請求人が過去に取得した文書は除く。	865		1						1	1	1		1			(7 条 2 号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7 条 3 号) 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7 条 4 号) 公にすることにより、法人印の偽造、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 (7 条 6 号) 都の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉局子供・子育て支援部家庭支援課
11	R6. 7. 24	R6. 9. 20	(1) 「高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業実施要綱」 (2) 「令和6 年度高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業補助金交付要綱」 (3) 「高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業 Q & A」	2	1														福祉局高齢者施策推進部在宅支援課	
12	R6. 7. 24	R6. 9. 20	R6年度高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業問合せ記録表	4		1						1			1	1			条例第 7 条第 2 号 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 条例第 7 条第 5 号 都及び地方公共団体相互間における検討に関する不確定の情報であって、公にすることにより率直な意見の交換が損なわれるおそれや、不確定な情報による都民の混乱を生じさせるおそれ等があるため。 条例第 7 条第 6 号 区市町村が行う事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉局高齢者施策推進部在宅支援課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
13	R6. 7. 24	R6. 9. 20	(1) 実施要綱3の1 (1) ア「障害者総合支援法に基づく補装具としての補聴器の支給対象者でない者」の規定が、「障害者差別解消法」及び「東京都障害者差別解消条例」に抵触していないとの国の公的見解 (2) 申請者が支給対象であるかどうかを自治体が保険診療による聴力検査結果（オーディオグラム）を持って判断することの可否が明記されている文書					1										請求に係る公文書については、作成及び取得しておらず存在しないため。	福祉局高齢者施策推進部在宅支援課	
14	R6. 9. 3	R6. 9. 12	廃止届出書、 第3号様式の2、 別紙 現に当該指定障害者福祉サービスを受けている者について	5		1					1	1	1					(条例第7条第4号) 印影については、公にすることにより、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼす可能性のある情報のため (条例第7条第2号又は第3号) 個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるため、又は、法人の内部情報が明らかとなり、当該法人の事業運営に影響を及ぼすと認められるため	福祉局障害者施策推進部地域生活支援課	